

大多喜町移住体験プログラム推進業務委託事業プロポーザル実施要領

1 目的

都市部在住者で移住・二拠点居住に関心のある方を対象とし、観光とは異なる視点からの地域交流によって本町の魅力を感じながら移住体験ができる機会（移住体験プログラム）を提供することにより、将来的な移住・定住人口の増加を図っていくことを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業の名称

大多喜町移住体験プログラム推進業務委託事業

(2) 事業の内容

ア 移住体験プログラムの実施

イ 参加者からのアンケート調査の実施

※詳細は、別紙「大多喜町移住体験プログラム推進業務委託事業仕様書」のとおり

(3) 事業期間

契約締結日～令和6年2月29日

(4) 事業費の限度額

600,000円（消費税及び地方消費税含む。）

3 参加資格（参加申込の資格要件）

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がなされていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がなされていること。
- (4) 事業者及びその代表者または役員等が大多喜町暴力団排除条例（平成23年大多喜町条例第21号）第2条各号のいずれにも該当しないこと。

4 実施スケジュール

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) プロポーザル公示 | 令和5年8月8日（火） |
| (2) 質問受付期限 | 令和5年8月24日（木）午後5時まで |
| (3) 質問回答予定日 | 令和5年8月29日（火） |
| (4) 参加意思表示提出期限 | 令和5年8月31日（木） |

※参加意思表明書提出後に辞退する場合の辞退届の提出期限

令和5年9月7日（木）午後5時まで

(5) 提案書提出期限 令和5年9月12日（火）午後5時まで

(6) プレゼンテーション 令和5年9月21日（木）を予定し、
詳細は提案書等提出者に後日通知する。

(7) 委託契約締結 令和5年9月末を予定

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり受付し、回答する。

(1) 質問方法

質問は1回にまとめて、担当課宛てにメールにより質問書（様式1）を提出することとし、必ず着信を確認すること。

(2) 受付期限

令和5年8月24日（木）午後5時まで

(3) 回答方法

質問書提出者全員に全ての質問についてメールにて回答する。

質問回答予定日 令和5年8月29日（火）までに

6 参加意思表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記により提出書類を担当課へ提出すること。

(1) 提出期限

令和5年8月31日（木）までに

(2) 提出書類

参加意思表明書（様式2）

(3) 提出方法

持参又は書留郵便による。なお、持参の場合の受付時間は、土曜日及び日曜日、祝祭日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

※参加意思表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和5年9月7日（木）午後5時までに
辞退届（様式3）を提出すること。

7 提案書の提出（参加意思表明書を提出した者に限る。）

本プロポーザルに参加する者は、下記により提案書を担当課へ提出すること。

(1) 提案数

1者について1提案とする。

(2) 提出書類

企画提案書 別紙1「大多喜町移住体験プログラム推進業務委託事業仕様書」に基づいた内容
＜企画提案評価項目＞

①業務遂行体制

スケジュール計画、担当者の知見やノウハウ

②業務実績	過去の実績
③体験プログラムの実施	大多喜町をPRできるプラン、実現性や有益性
④モニタリング調査の検証	アンケート内容、課題や改善策の提示
⑤付帯提案	独創的な提案
⑥見積価格	適正な価格

(3) 提出部数

各7部

(4) 提出期限

令和5年9月12日（火）午後5時まで

(5) 提出方法

持参又は書留郵便による。なお、持参の場合の受付時間は、土曜日及び日曜日、祝祭日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

8 プレゼンテーション

(1) 期日（予定）

令和5年9月21日（木）詳細は後日通知する。

(2) 場所（予定）

大多喜町役場中庁舎大会議室 ※控室は大多喜町役場中庁舎第4会議室とする。

(3) 実施内容

ア プレゼンテーションによる提案書の説明 20分以内（準備含む）

イ 審査会委員による質疑 10分程度

ウ 出席者は3名以内とし、企画提案に係る説明ができる者及び本業務の責任者又は担当者は必ず出席すること。

(4) 注意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書に基づき行うものとし、追加提案及び追加資料の提出は認めない。パソコン等の電子機器を利用する場合は事前に連絡すること。この場合、プロジェクター及びスクリーンは町で用意し、その他必要な機器等は参加者が用意すること。

9 選定方法等

(1) 選定方法

各参加者の提案等に基づき、事業者選定審査会（以下「審査会」という。）において審査を行い、契約候補者を選定する。

(2) 審査方法及び審査基準等

ア 提出された提案書に基づくプレゼンテーション審査、関係書類及び見積金額についての審査を行う。

イ 審査は、別紙2「審査基準表」に基づき実施し、委員全員の評価点の合計得点（以下「合計得点」という。）が最も高い事業者を契約候補者として選定し、合計得点が2番目に高い事業者を次点者として選定する。ただし、委員全員の評価点の合計得点が満点の6割未満の

場合は契約候補者として選定しない。

ウ 合計得点が同点の場合は、次の審査項目の順で得点の高い事業者を選定する。

- ①体験プログラムの実施
- ②モニタリング調査の検証
- ③業務遂行体制
- ④業務実績
- ⑤付帯提案
- ⑥見積価格

エ 提案書の提出者が1者のみの場合、又はプレゼンテーション参加事業者が1者のみとなった場合でも、本プロポーザル審査要領により審査は実施するものとし、一定水準を満たした提案がない場合は、該当者なしとする場合がある。

1 0 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、その事業者は失格とする。

- (1) 審査会委員に直接又は間接を問わず、接触を求めた場合
- (2) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類が期限を過ぎて提出された場合
- (5) プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合

1 1 その他

- (1) このプロポーザルに係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は、返却しない。
- (3) 提出された提案書は、選定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 契約の締結は、町と契約候補者において提案した内容等について協議し、双方が合意した場合に行うものとする。但し、契約候補者と合意に至らなかった場合は、次点者と協議するものとする。

1 2 提出・問い合わせ先

〒298-0216

千葉県夷隅郡大多喜町大多喜270-1

大多喜町役場 商工観光課 交流促進係 担当 わたしなべ 渡 鍋

電話0470-82-2176 FAX0470-82-6860

Email koryu@town.otaki.lg.jp